

環 廃 第 3 8 7 - 3 号
令 和 2 年 1 0 月 1 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令の
施行等について（通知）

このことについて、令和2年9月25日付け環循施発第2009251号により環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

下記のとおり、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（以下「省令」という。）等が改正されました。

貴会会員への周知について御配慮ください。

記

1 助成金の交付対象等について

(1) 対象範囲の拡大（収集運搬費用等への助成）

高濃度PCB廃棄物の収集運搬及び収集運搬の委託に伴う漏えい防止に要する費用について、一定の条件を満たす中小企業等にあつては70%、個人や破産手続き中の法人等にあつては95%が助成されます。

助成金の交付対象範囲の拡大後の軽減措置が適用されるのは、令和2年10月1日以降の申請です。既に軽減措置に係る申請書を提出済みであっても、JESCO及び機構による審査が終了していない場合は、助成金の交付対象範囲の拡大後の軽減措置が適用されます。該当者には、JESCOから案内があります。

(2) 助成率の拡充（新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けた保管事業者への助成）

令和2年度末まで、新型コロナウイルス感染拡大により経営の状態が悪化した者等に対する処理に要する費用の助成率が、条件により拡充されます。

助成の対象となるのは、令和2年2月1日以降にJESCOとの処理委託契約に基づく処分に要する費用の支払いを完了した者です。軽減措置に係る審査が既に終わっている場合であっても、遡及して追加助成されます。

2 その他

省令の一部改正後の助成金の交付対象等の運用については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を活用した助成金の交付対象等の見直しに関する留意事項等について」を参考にしてください。

担 当 産業廃棄物班
電話番号 054-221-2424